



2021年度入学者限定 神戸女学院大学緊急特別奨学金 応募要項

神戸女学院大学は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で家庭の収入が減少したことにより経済的支援が必要であるものの、2021年度前期において国の高等教育の修学支援新制度や他の給付型奨学金を利用することができない入学者に対し、本学1年次単年度の給付型奨学金を用意し、本学での学びを支援します。

資格基準	(1) 2021年度入学者 (2) 勉学意欲があり、修学の意思が強く卒業まで本学で学業を継続する意思のある者 (3) 経済的事情により学費の納入が困難な者 ・ 2020年1月～2020年12月の生計維持者（父母又は父母に代わり家計を支える者）の給与年収が500万円未満又は事業所得が150万円未満 (4) 「高等教育の修学支援新制度」の支援を受けていない者（注1） (5) 他に給与型奨学金の給付を受けていない者
給与額	年額300,000円（前期、後期の2回に分けて振込みます）
給与期間	2021年度の1年間
給与人数	1年次生 50名まで
提出書類	下記提出書類を学生生活支援センター奨学金窓口にて提出してください。 (1) 2021年度入学者限定 神戸女学院大学緊急特別奨学金申請書 (2) 「本学で取り組みたいこと」 ・ 所定の様式に400字以内で本人が記入。 (3) 預金口座振込依頼書 (4) 生計維持者の収入に関する証明書（別紙1） ・ 父母共に必要。父または母に収入がない場合は非課税証明書が必要。 (5) 特別控除の証明書（該当者のみ）（別紙2） ・ ひとり親（母子・父子）家庭の場合、そのことを証明する書類も必要。
申請期間	2021年5月24日（月）～6月4日（金）【必着】
採用決定時期	7月末（予定）
提出先	〒662-8505 兵庫県西宮市岡田山4-1 神戸女学院大学 学生生活支援センター奨学金窓口 （簡易書留やレターパック等、記録が残る方法で郵送してください）
問合せ先	kyufu@mail.kobe-c.ac.jp

(注1)「高等教育の修学支援新制度」との併用について

- ・ 予約採用で採用が決定している方：申請不可。
- ・ 4月に在学採用に申請される方：申請可。ただし修学支援新制度に採用された場合は当奨学金の選考対象外となります。
- ・ 10月に在学採用に申請される方：申請可。ただし修学支援新制度に採用された場合は当奨学金の後期分（15万円）は支給対象外となります。

※ 奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の給与を停止、または給付された奨学金の一部又は全額の返還を求めることがあります。

- (1) 本学学則に基づく処分を受けた場合
- (2) 1年次に休学又は退学した場合
- (3) 申請書および提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (4) 本学が奨学生として不適格と判定した場合

※ 申請書類に記載の個人情報、法令及び本学諸規定に基づき取扱い、本学の奨学生選考・決定及びそれらに付随する業務の処理以外に使用することはありません。

(次ページへ)

【収入に関する証明書について】

- ・下の表を参考に、2020年1月～12月の1年間の収入がわかるものを提出してください。
- ・詳細は奨学金窓口の指示に従ってください。
- ・全ての生計維持者（父母又は父母に代わり家計を支える者）の証明書を提出してください。
（無収入の場合は、収入が0円と記載されたものが必要です。）
- ・複数の収入がある場合は、該当する収入の証明書をすべて提出してください。

収入の状態・状況	証明書等
給与所得（給料・賃金・役員報酬等） （2020年度から申し込み日時点まで 同じ勤務先の場合）	源泉徴収票のコピー
給与所得以外（自営業等） （2020年度から申し込み日時点まで 同じ業務形態で事業経営） ※複数の勤務先で給与を受けている方 で確定申告をされている方	確定申告書（第一表と第二表）（控）〔税務署の受付印があるもの※〕のコピー、あるいは、市（区・町・村）民税・ 県（都道府）民税申告書（控）〔2021年2月～3月に申告したもの〕のコピー ※電子申告を行った場合は、受付日時が印字された「確定申告書」、または、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」の写しを併せて添付
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書、 あるいは、新勤務先の直近3か月以上の給与明細のコピー
前年途中・当年に開業等した場合	直近3ヵ月以上の帳簿等のコピー
傷病手当金を受給中	傷病手当金通知書のコピー
雇用保険基本手当（失業給付）を受給中	雇用保険受給資格者証のコピー
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等） を受給中	年金振込通知書のコピー、 あるいは、年金額改定通知書のコピー
生活保護受給者	生活保護決定（変更）通知書のコピー
祖父母等からの援助金や離婚後養育費	援助の年額の証明 （様式自由：援助者が作成し、署名・押印）
各種手当（児童扶養手当、児童手当等）	通知書のコピー
収入がない場合	（収入・所得が0円と記載のある）非課税証明書

項目	提出書類	備考
ひとり親（母子・父子）家庭	源泉徴収票・確定申告書（寡婦・寡夫、特別寡夫の欄に*印が記載されているもの）のコピー	<p>「源泉徴収票」「確定申告書」の寡婦・寡夫、特別寡夫の欄に*印の記載がない場合のみ、次のうちいずれか1つの書類のコピーを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「所得証明書（課税証明書）」（寡婦・寡夫、特別寡夫の欄に*印が記載されているもの） ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証 ・遺族年金支払通知 ・児童扶養手当の支給証明書 ・戸籍謄本
家族の中に障害のある人がいる場合	障害者手帳のコピー	本人を含む、本人と同一世帯の人が対象です
家族に6ヶ月以上にわたり療養中の人または療養を必要とする人がいる場合	直近6ヶ月分の診療・治療費等領収書のコピー	<p>長期療養を受けている者の氏名の記載のない領収書は不可です。</p> <p>1年間の支出金額の計算式を添付してください。</p> <p>※証明書は一切返却しません。</p> <p>※申し込み日時点で療養を終えている人は控除の対象となりません。</p>
この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けたことがあり、長期（2年以上）にわたって支出の増加または収入の減少がある	被害を受けたことの証明書と被害により生じた実費を証明する領収書のコピー	<p>長期にわたって支出の増加または収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費、店舗・農地等が使用不能となった場合の売上の減少等を指します。</p> <p>※被害を受けたことの証明書とは罹災証明書・盗難届の証明書を指します。</p> <p>※保険・損害賠償等によって補填された金額は控除額から除きます。</p>